

メフイーゴ[®]パックの処方をはじめるとにあたって



メフィーゴ®パックの処方始めるための、 申請～登録完了までの流れ①

人工妊娠中絶薬「メフィーゴ®パック」（以下、本剤）は現在、有床施設所属の母体保護法指定医師のみが処方できる薬剤です。事前に、ノルディックファーマジャパン株式会社への申請・登録が必要です。

WEB申請



- ▶ WEB申請は、**母体保護法指定医師**が行ってください。
- ▶ 医療機関に**母体保護法指定医師**が複数名いる場合は、**申請者**及び**その他の母体保護法指定医師**として登録してください。
- ▶ 本剤を取り扱う可能性のある**医療関係者（薬剤師等）**※1も**登録が必要**です。

※1：複数名いる場合は、少なくとも代表者1名を登録してください。

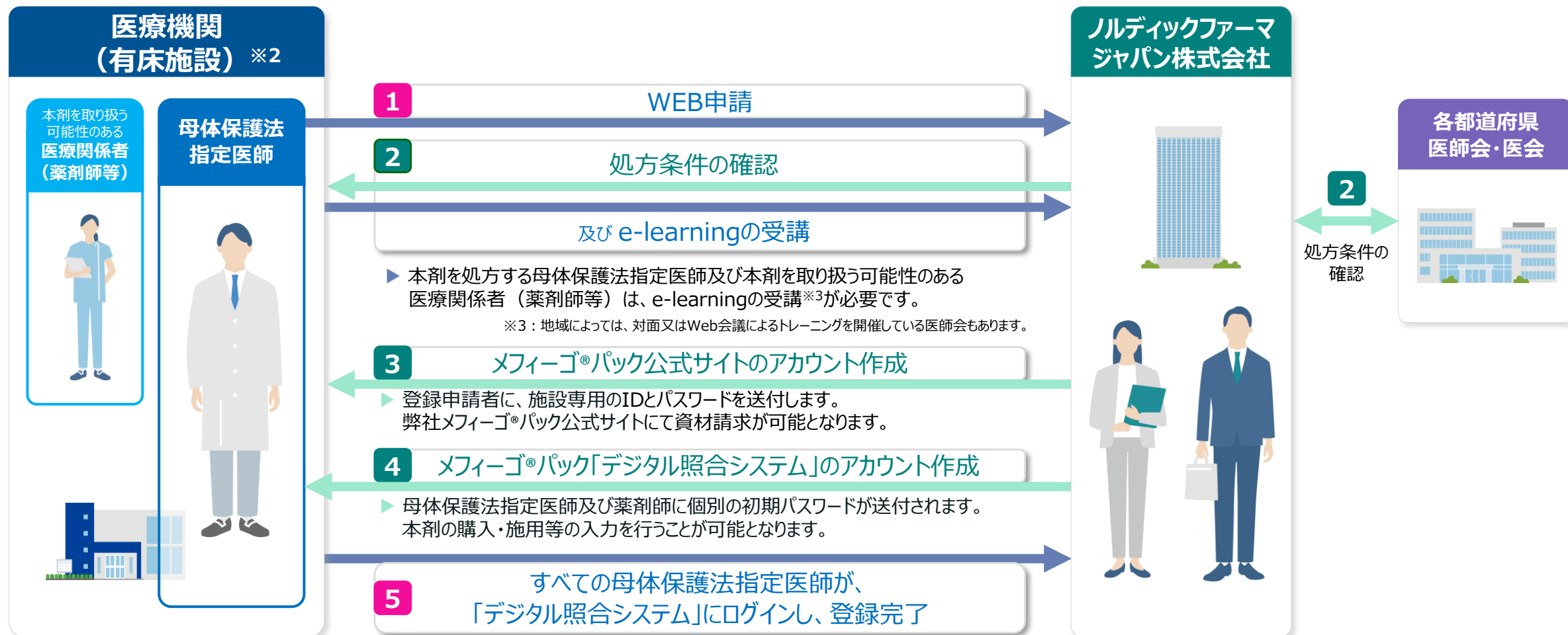
WEB申請は
こちらから

弊社ホームページ

<https://www.mefeego.jp/>



メフィーゴ®パックの処方始めるための、 申請～登録完了までの流れ②



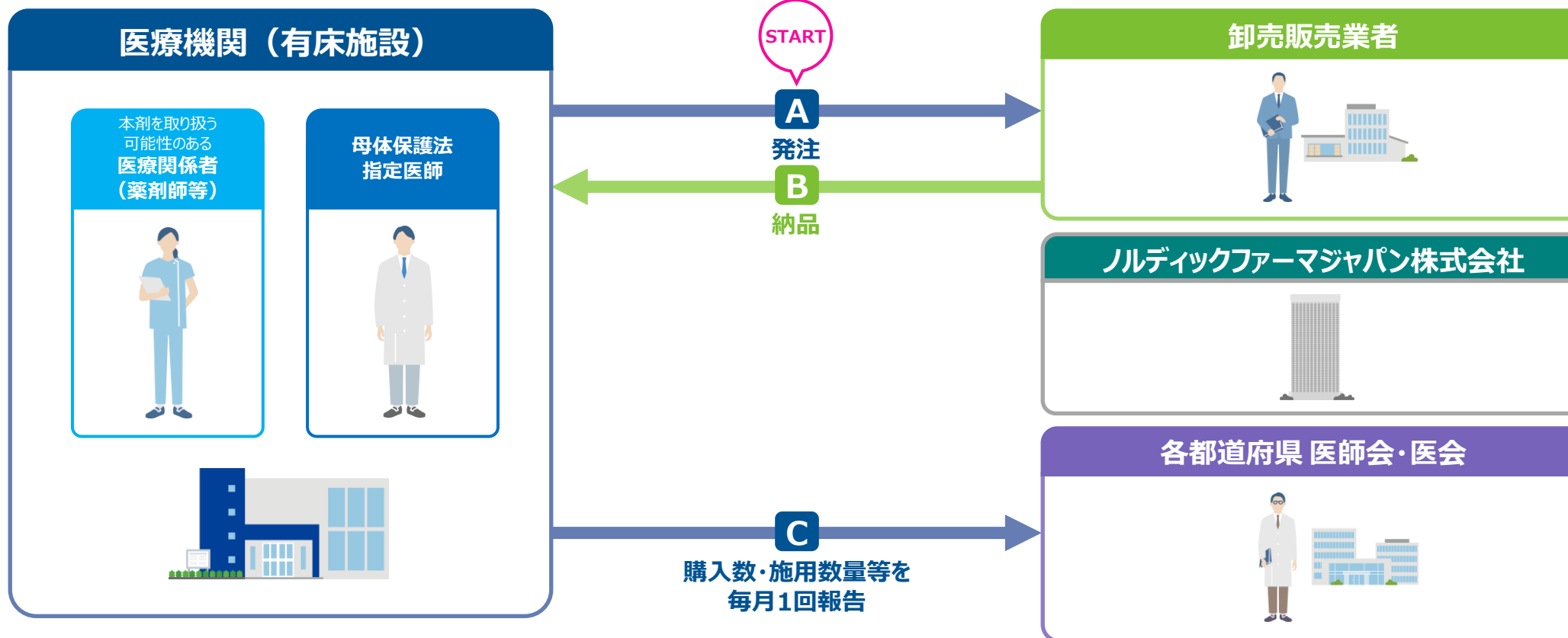
※2 : 本剤については、適切な使用体制のあり方が確立されるまでの当分の間、入院可能な有床施設において使用します。

メフィーゴ[®]パック流通後の管理プロセス

登録されたメフィーゴ[®]パック処方医療機関は、
本剤を卸売販売業者に発注 (A) することが可能になります。



卸売販売業者から本剤が納品 (B) された後は、
各都道府県の医師会・医会に購入数・施用数量等を毎月1回報告 (C) する必要があります。



デジタル照合システムにて行うこと

医療機関は、本システムで下記の3つのアクションを実施します



①購入登録(随時)

- 購入した情報をシステムに登録
- 納入日と個数のみ

②施用明細登録(随時)

- 薬剤の施用や返品情報をシステムに登録
- 日付、カルテ番号、妊娠週数、シリアル番号※、数量
- ※シリアル番号はバーコードで読取可能

③月次報告(月1回)

- 月末締め日の翌日以降に「報告完了」を促すポップアップが表示。①購入登録や②施用明細登録が完了している場合「報告完了」ボタンを押し、当月報告を完了
- 報告完了時に「医療機関の報告数」と「ノルディックファーマ社の納入数」を自動的に照合

メフィーゴ[®]パック投与時の注意事項

本剤は、**有床施設所属の母体保護法指定医師による確認の下**で**面前投与**を行ってください。



1剤目（ミフェプリストン錠200mg）、
2剤目（ミソプロストールバツカル錠800μg）は、
どちらも医療機関内での母体保護法指定医師の**面前投与**が必要です。



1剤目の**面前投与**後は**帰宅可能**です。
(入院とする医療機関もあります)



1剤目の**面前投与**から**36～48時間**後に、
2剤目の**面前投与**となります。



2剤目投与後、**指定医師**により**帰宅を許可**できる場合があります。
(投与を受ける方の**居住地**が投与を受ける**処方医療機関**の**近隣**ではない場合、
2剤目投与後は**胎嚢**が**排出**されるまで**入院**または**院内待機**が**必須**です。)

※：帰宅が許可できるのは患者様の**居住地**が以下の**(1) 及び (2) の全ての要件**を
満たす場合に**限り**ます。

- (1) 処方医療機関に容易に通院可能であること
(処方医療機関を起点として半径16キロメートルの区域内)
- (2) 処方医療機関が所在する二次医療圏又は周産期医療圏内であること

患者様の居住地及び緊急時の来院方法等の確認を確実に実施してください。



1剤目及び2剤目の**面前投与**後は、
「**緊急時連絡カード**」に
投与日時等の**必要事項**を記入し、
常時携行するようにご指導ください。

▼ 緊急時連絡カード

緊急時連絡カード	
このカードは処方医師の了解が得られるまで携帯し、緊急時に処方医療機関以外を受診する場合には、このカードを提示して下さい。	
異常が認められた場合の連絡先	
医療機関名:	
医療機関の電話番号:	
処方した母体保護法指定医師名:	

詳細は電子添文をご参照ください。
電子添文の改訂には十分ご注意ください。